

国際人材育成共済協同組合の共済事業について

令和5年4月

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

国際人材育成共済協同組合の共済事業について

(令和4年3月末現在)

組合の概要（中小企業等協同組合法に基づく団体）

■ 事業内容	組合員のためにする共済事業及び附帯事業
■ 役員数	10名
■ 職員数	8名
■ 組合員の要件	様々な事業を行う小規模の事業者
■ 組合員数	4,597名
■ 所管	厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の4省共管

共済事業の概要

■ 取り扱う共済の種類	外国人技能実習生等総合共済（以下「実習生」） 〔 技能実習、特定活動、又は特定技能の在留資格を持って入国する者を対象に死亡・後遺障害、 治療費用、賠償責任、 救援者費用に対する共済 〕 傷害福祉共済（以下「傷害」） 〔 共済契約者の役員又は従業員及びその配偶者並びにその子を対象に死亡、後遺障害、入院、 手術等に対する共済 〕
■ 契約期間	実習生 最長で37か月、傷害 原則1年
■ 共済契約が可能な者	組合員及び組合が認めた組合員以外の者
■ 契約保有件数	実習生 3,055社、 傷害 621社
■ 総資産	238,857千円
■ 受入共済掛金	実習生 133,543千円、 傷害 32,649千円
■ 支払共済金	実習生 59,923千円、 傷害 6,827千円
■ 事業収支の差益の 処理方法	差益が生じた場合は特別積立金に繰入れ